

30消安第1034号
平成30年6月8日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

種馬鈴しよ検疫実施要領の一部改正について

今般、種馬鈴しよ検疫実施要領（昭和49年8月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達）について、北海道の下記地域において新たにシストセンチュウの発生が確認されたことに伴い、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、適切に対応願いたい。

記

道県	市郡	町村	発生地域
北海道	網走郡	大空町	東藻琴西倉地区
	河西郡	更別村	更別区地区

種馬鈴しょ検疫実施要領（昭和49年 8 月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達）新旧対照表

改 正 後				現 行			
別表 1（第 3 第 3 項関係）				別表 1（第 3 第 3 項関係）			
シストセンチュウ発生地域				シストセンチュウ発生地域			
道 県	市 郡	町 村	発生地域	道 県	市 郡	町 村	発生地域
北海道	網走郡	大空町	東藻琴清浦、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進、 <u>東藻琴西倉</u> 及び東藻琴明生地区	北海道	網走郡	大空町	東藻琴清浦、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進及び東藻琴明生地区
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	帯広市		愛国町東部、泉町中部及び以平町北東部地区		河西郡	(新設)	(新設)
	河西郡	<u>更別村</u>	<u>更別区地区</u>			(略)	(略)
		芽室町	上関山及び坂の上地区		(略)	(略)	(略)
青森県	(略)	(略)	(略)	青森県	(略)	(略)	(略)
長崎県	(略)	(略)	(略)	長崎県	(略)	(略)	(略)
熊本県	(略)	(略)	(略)	熊本県	(略)	(略)	(略)